

【解説】

特定診断利用補助支援金についてはこれまでも充実を求め、昨年は支給金額の上限引き上げや女性の支給項目増を勝ち取った。今回の改正では、現行の支給対象項目以外のがんを対象とした検査や動脈硬化・心疾患に関する検査を追加し、項目数の上限は撤廃される。また、これまで1項目につき10,000円を限度としていた給付金は、男性は合計20,000円、女性は合計30,000円を上限として給付されることとなった。

◎保育所等利用支援金の会社負担

(社員、専門社員、シニア社員、シニアリーダー社員及び契約社員[社会保険料の納付のない者を除く])

1. 取扱内容

本支援金の新設に伴い、現行、JR西日本共済会で給付している保育所利用補助の廃止について、JR西日本共済会理事会に提起する。

2. 支給内容(変更なし)

4才未満の子が保育所等を利用したときに、その費用の一部を補助する。なお、支給額は子1人について、月額6,000円を限度とする。

3. 実施期日

平成29年7月1日以降の利用から適用する。

【解説】

労使双方の会費負担で運営しているJR西日本共済会については、会員の若年化等による各種給付の増加に伴い、財政状況が悪化しており、いくつかの給付についてはこれまでも会社負担への切り替えを求めてきた。昨年は人間ドック支援金を会社負担とすることを勝ち獲ったところであるが、給付実績の多い保育所利用補助についても会社負担とするよう求めてきた。財政を健全化するためには、月額で会員負担100円、会社負担約200円の増額を行う必要がある上で、会社負担増額分約200円については、「保育所利用補助」を会社給付とすることで対応することとし、その変更について、JR西日本共済会理事会に提起する。

◎団体定期保険の見直しについて

(シニア社員及びシニアリーダー社員)

1. 取扱内容

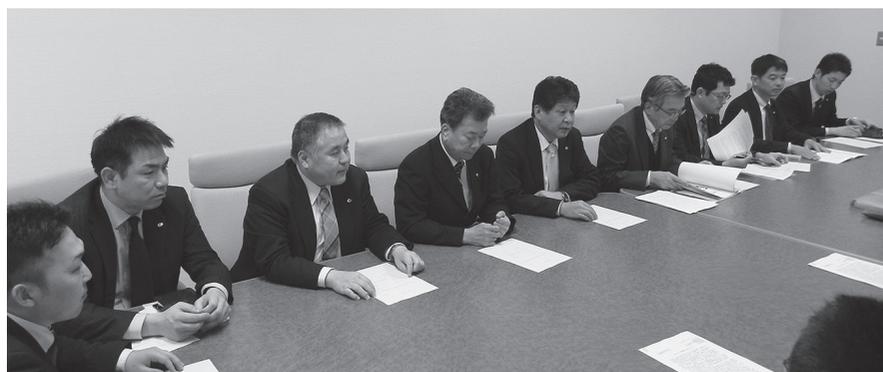
シニア社員及びシニアリーダー社員が団体定期保険に加入する場合には、現行よりも低廉な、社員と同様の保険料で加入する制度に見直しを行う。

2. 実施期日

平成29年8月1日に開始となる契約から適用する。

【解説】

これまでの団体定期保険では61才以上の場合は、保険金限度額が1000万円までのプランにしか加入できず、掛金も社員と比較すれば3倍以上と高額であったが、今回の改正により、社員と同様のプランに、社員と同様の掛け金で加入できることとなる。



(6) 災害時等の勤務の場合の賃金

乗務員が、災害時において、行先地又は途中において帰着不能となり、暦日以上にわたって乗務(便乗を含む。)しなかった日の賃金を調整する取扱いを新たに設定する。

2. シニア月給制移行に伴う賃金の調整措置

時間給の5円加算に伴い、月給制移行後のシニア基本給を「別紙2」「別紙3」のとおり改める。

【解説】

シニア・シニアリーダーの給与については、今年8月より時給制から月額制に移行するが、現行の時給制で支払われる賃金と比べて、月額制移行後に支払われる賃金の方が少なくなってしまうケースを無くすため、6項目の措置を行う。(詳細については参考資料参照)また、月額制移行後のシニア基本給の月額は、今回引き上げられる時間給5円分を加味して設定されている。

◎基本賃金(時間額)の増額

1. 基本賃金(時間額)

契約社員について、現在適用している内容の基本賃金(時間額)に、5円を加算した金額とする。なお、京阪神地区において業務内容が駅営業職及び客室乗務員の者(雇用期間区分が2年目以上に限る。)については、現在適用している内容の基本賃金(時間額)に、10円を加算した金額とする。

2. 実施期日

平成29年4月1日以降新たに開始となる勤務から適用する。

【解説】

契約社員の賃金の底上げやモチベーションの向上、採用競争力の向上の観点から賃金の引き上げを強く求めてきたところであるが、5円の増額(京阪神地区の駅営業職及び客室乗務員の2年目以降については10円)の増額を勝ち取った。社員の第2種休日制と同等の労働時間で勤務をした場合の月額に換算すると、平均約794円(京阪神地区の駅営業職及び客室乗務員の2年目以降については平均約1,589円)の増額に相当する。

◎特定診断利用支援金の見直しについて

(社員、専門社員、シニアリーダー社員、シニア社員、契約社員[社会保険料の納付のない者を除く])

1. 取扱内容

現行の支給対象項目以外のがん(肝臓がん、胆のうがん、すい臓がん、前立腺がん等)を対象とした検査(腫瘍マーカーを含む)についても支給対象とする。

また、「動脈硬化に関する検査(頸動脈超音波検査)」、「心疾患に関する検査(心臓超音波検査及びMCG検査)」を追加する。

2. 支給対象となる検診の上限額及び項目数の上限の変更

現行は当該年度において1項目につき1万円を上限とし、項目数は男性2項目、女性は3項目までとしているが、項目数の上限及び1項目あたりの上限額を廃止し、男性は当該年度において20,000円、女性は30,000円を限度とする。

3. その他

定期健康診断及び人間ドックの目的に沿った見直しについて検討を行う。

4. 実施期日

平成29年4月1日以降の受診から適用する。